

県営土地改良事業に関する市町村協議に係る公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項で準用する同法第5条第3項の規定により、県営中山間地域総合整備事業美濃白川地区の土地改良事業計画の概要等につき白川町長と協議したいので、同法第85条第6項の規定により土地改良事業計画の概要等を縦覧します。

なお、当該土地改良事業の計画概要に意見がある者は、令和8年4月1日までに申請人あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月3日

申請人 住所 加茂郡白川町中川 9 5 2 番地 2
氏名 農事組合法人 中川営農組合
代表理事組合長 安江 桂



申請人 住所 加茂郡白川町黒川 1 4 5 8 番地 1 3
氏名 農事組合法人 鱒淵営農組合
代表理事 中山 寿喜



申請人 住所 加茂郡白川町黒川 2 0 3 1 番地
氏名 農事組合法人 北黒川営農
代表理事組合長 藤井 誠



申請人 住所 加茂郡白川町三川 1 1 5 3 番地
氏名 三川営農組合
組合長 今井 智也



申請人 住所 加茂郡白川町黒川 1 2 3 2 番地
氏名 農事組合法人 東黒川営農組合
代表理事組合長 藤井 好弘



- 1 書類の名称
県営土地改良事業 美濃白川地区計画概要書
事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
- 2 縦覧期間
令和8年3月3日から令和8年4月1日まで
- 3 縦覧場所
白川町のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法
書面にて直接、白川町役場 農林課へ提出

令和8年度 新規採択希望

県営土地改良事業計画概要書

県営中山間地域総合整備事業

美濃白川 地区

(農業用排水施設整備)

第1章 目 的

本地区は東海地方の中心都市である名古屋市周辺域や可茂地域における中核都市である可児市、美濃加茂市といった都市近郊に位置していることから、都市住民が気軽に訪れることができ、白川町の豊かな自然を生かした発展が期待されている。現在、地区内では茶やトマトが主体として生産されている。

特に茶は美濃白川茶のブランド名のもと高い知名度を有しており、組織的な栽培、販売活動が行われている。これらの特産品生産は、高齢者中心で零細的という状況下で行われている営農形態の改善を目指し、農業委員会やJA等の関係機関と一体となり農地中間管理事業等を進め、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在

岐阜県 加茂郡 白川町 中川、黒川

2. 土質及び土壌

地質：地質は、基盤が濃飛流紋岩からなる。

土壌：土壌は、褐色森林土壌が占め、表土は砂質土壌である。

3. 気 象

気候は、表日本内陸型の気象で、5月～8月の気温は20℃前後、9月～4月の気温は7℃前後であり、年平均気温は14.1℃である。年間を通しての降水量は平均1,028mmとなっている。

4. 水利状況

本地区の用水は白川、柿反川より取水しており、白川、柿反川、黒川に排水している。

5. 営農状況

販売農家の経営耕地面積は小さく、水稻を主体とした小規模農家の数が非常に多い。それ以外では、白川茶、夏秋トマト、夏秋なすの生産が多い。

6. 地域環境の概況

本地域は、飛騨川にそそぐ白川、黒川やその支流などの水環境は、農業を営むための水源だけでなく、水系および周辺に生息する動植物の移動・生息の場を提供し、地域が一体となったネットワークを形成しており、これらの水環境と農地が自然と共生する美しい農村風景を創出し、様々な種類の動植物が多く確認される。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用 途	現 況 (ha)	計 画 (ha)
田	12.6	12.6
畑	1.1	1.1
道水路・その他	-	-
計	13.7	13.7

(面積根拠 計画平面図からの図上計測を主とする)

2. 土地利用計画

本地区は、水稻地帯で水稻・大豆・トマト・なすを主体に作付けする計画であり、本事業により農作物生産に要する各種農業用施設の改修を行う計画である。

3. 主要工事計画

区 分	数 量	単 位	備 考
農業用排水施設			
中川用水路	355	m	
鱒渕排水路	86	m	
柿反田之向用水路	353	m	
柿反東出用水路	130	m	

4. 工期

令和 8年度～令和 12年度

5. 環境配慮等

必要に応じて、現地調査を行い、用排水路の破損している箇所を補修、更新整備を行うことで、生物の生息域へのストレスを最小限に抑制する。工事期間中に絶滅種が確認された場合には、移植などの対策を講じる。また、施工に際しては、自然工法管理士の指導のもと、低騒音・低振動の作業機械を使用し環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

農業用排水施設整備 L=924m（用水路 L=838m 排水路 L=86m）

本工事は、県営事業として一般競争入札等により請負施工する。

事業実施後の施設管理方法

岐阜県は、県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区の施設を白川町に譲与し、白川町は、適切に当該施設の維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

単位：千円

区 分	数 量	工事費
用水路工	L=838m	56,800
排水路工	L= 86m	9,500
測量試験費		24,300
用地補償		2,700
事業費		93,300
工事雑費		4,700
小計		98,000
事務費		4,800
総事業費		102,800

第7章 効 用

区 分	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料安定供給の確保に関する効果	8,896	11,430
農業の持続的発展に関する効果	407	407
農村の振興に関する効果	955	-
多面的機能の発揮に関する効果	695	-
その他効果	557	-
計	11,510	11,837

項目	値
総費用(千円)	186,172
総便益額(千円)	235,543
総費用総便益比	1.26
総所得償還率(%)	0.13
増加所得償還率(%)	0.01

第8章 換地区の設定
設定なし

第9章 他の事業との関係
該当なし

第10章 計画概要図
別 添

県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区における 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

	事業費（千円）	事務費（千円） （工事雑費含む）	計（千円）
国庫負担	55%	0%	
	51,315		51,315
県費負担	30%	100%	
	27,990	9,500	37,490
市町村負担	10%	0%	
	9,330		9,330
地元負担	5%	0%	
	4,665		4,665
計			
	93,300	9,500	102,800

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の白川町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 土地改良法第91条第2項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の白川町は、法第91条第2項の規定により、岐阜県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市町村にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

4 地元負担の予定基準

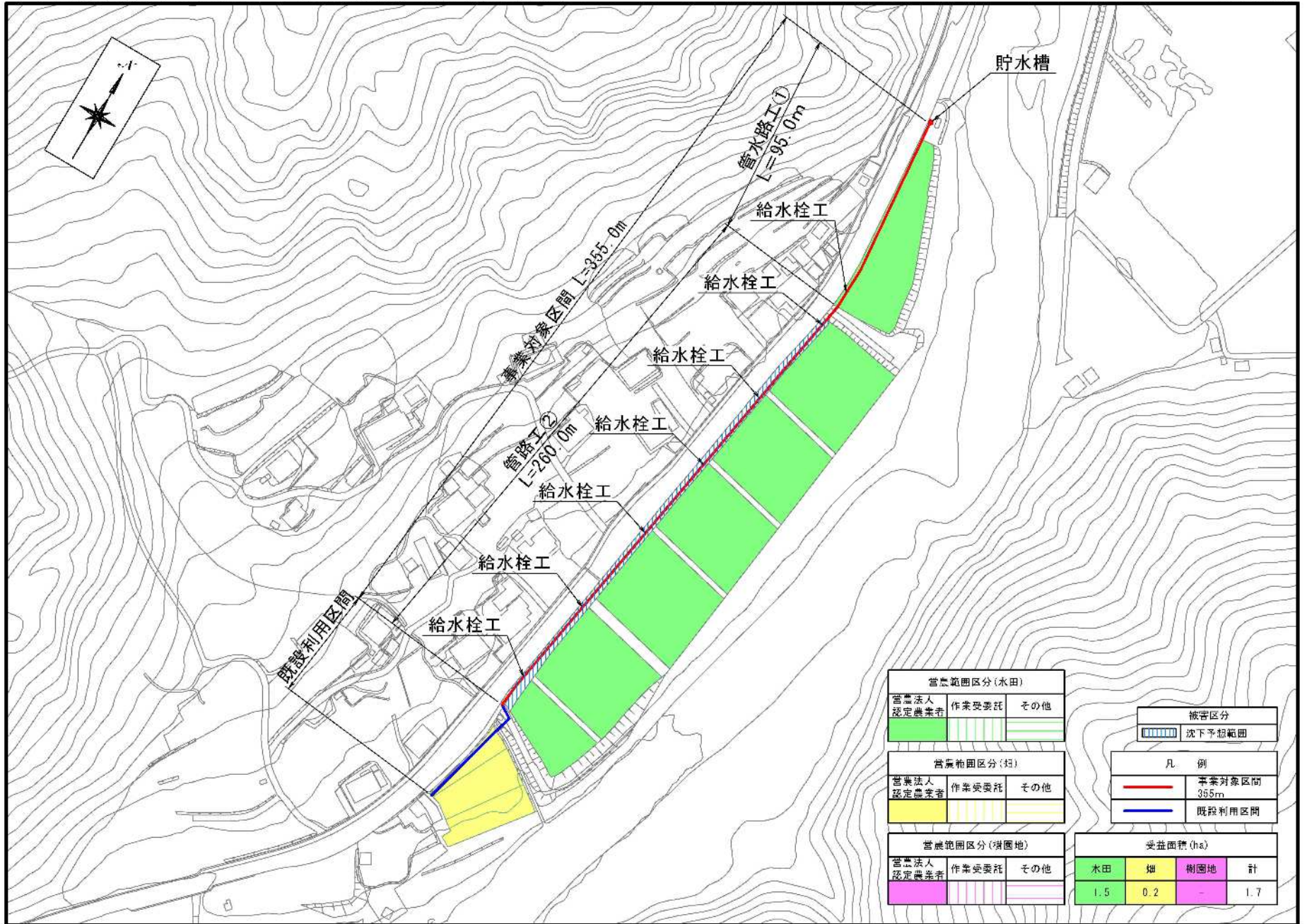
白川町は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第91条第3項の規定により、地元の分担金に相当する金額の分担金を白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例（昭和54年3月20日条例第3号）に基づき徴収する。

5 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第113条の3第3項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第91条の2の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第3条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。

中山間美濃白川地区 中川用水路 計画平面図

S=1:2500



営業範囲区分(水田)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

営業範囲区分(畑)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

営業範囲区分(樹園地)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

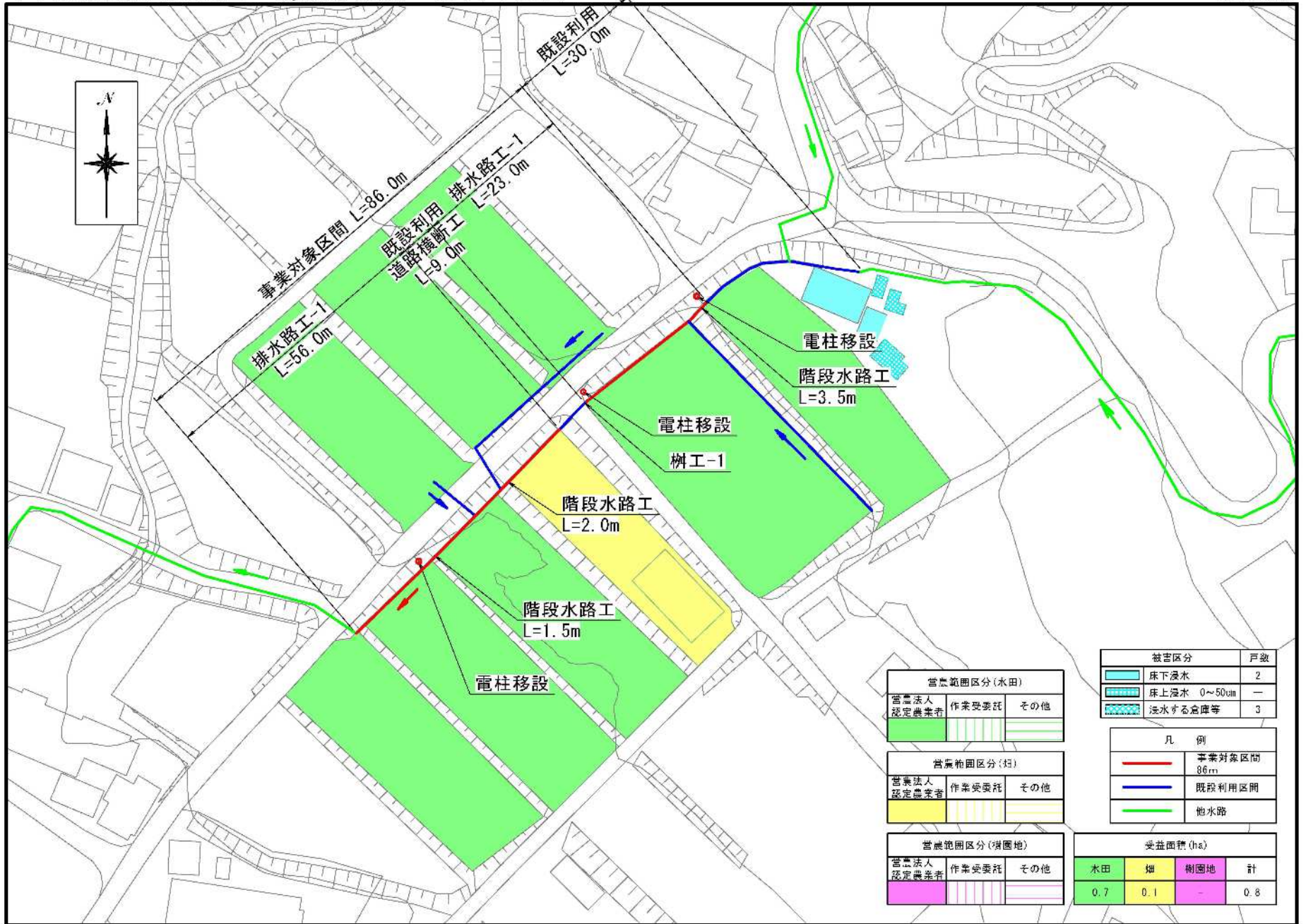
被害区分	
	沈下予想範囲

凡 例	
	事業対象区間 355m
	既設利用区間

受益面積 (ha)			
水田	畑	樹園地	計
1.5	0.2	-	1.7

中山間美濃白川地区 鱒淵排水路 計画平面図

S=1:1000



被害区分		戸数
	床下浸水	2
	床上浸水 0~50cm	—
	浸水する倉庫等	3

凡 例	
	事業対象区間 86m
	既設利用区間
	他水路

営業範囲区分(水田)		
	営業法人 認定農業者	作業受委託 その他

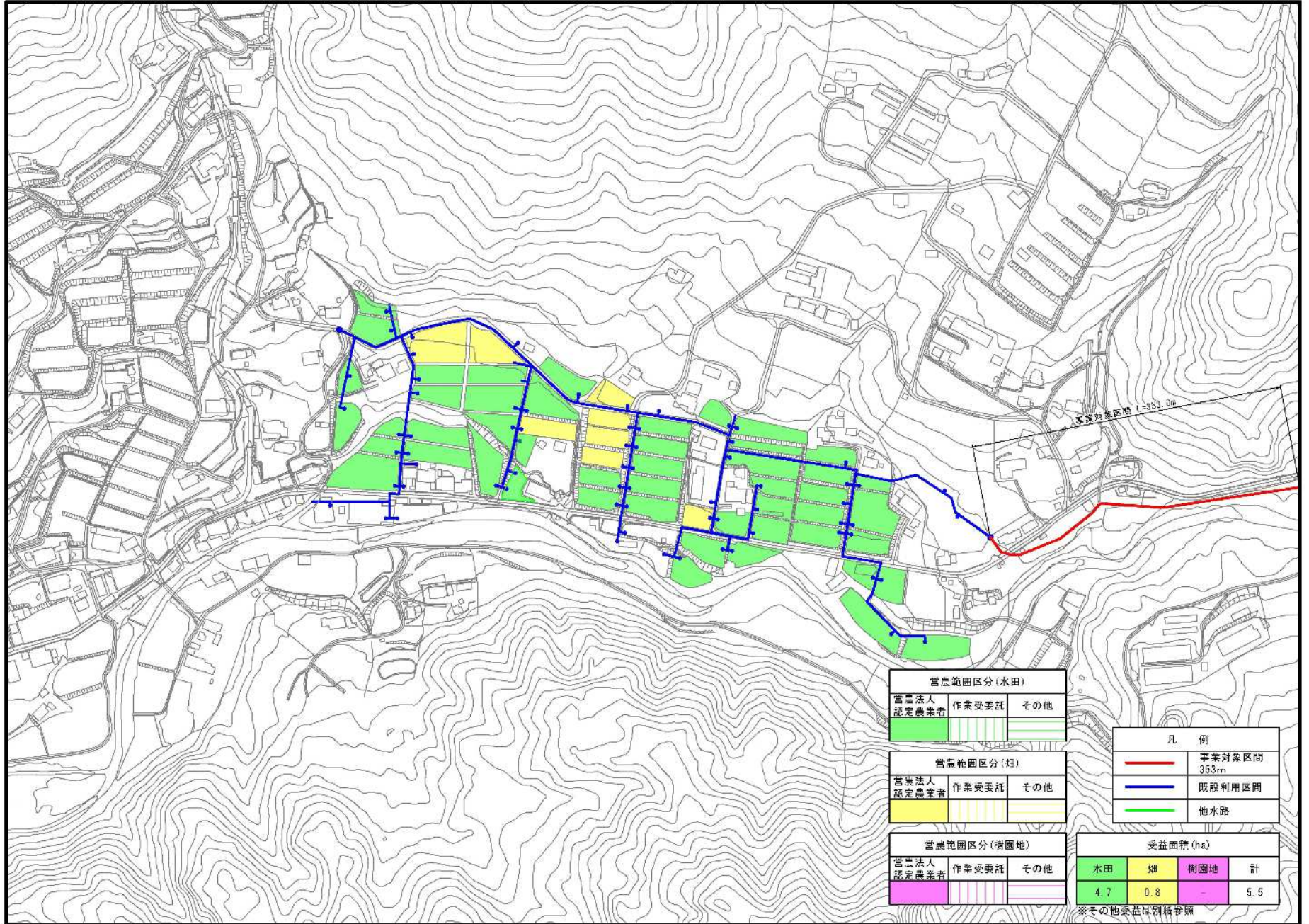
営業範囲区分(畑)		
	営業法人 認定農業者	作業受委託 その他

営業範囲区分(樹園地)		
	営業法人 認定農業者	作業受委託 その他

受益面積 (ha)							
	水田		畑		樹園地		計
	0.7		0.1		-		0.8

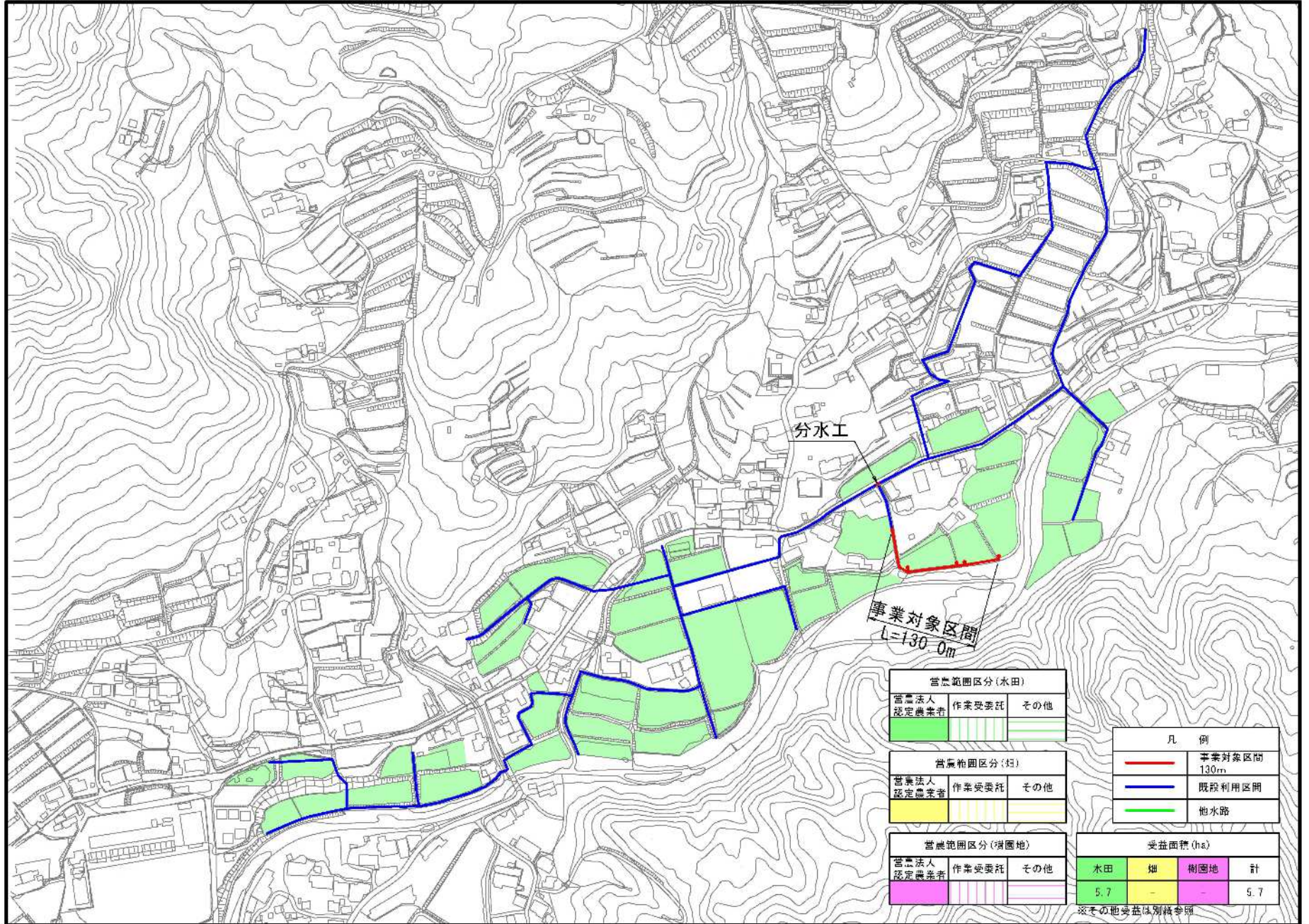
中山間美濃白川地区 柿反田之向用水路 受益図

S=1:5000



中山間美濃白川地区 柿反東出用水路 受益図

S=1:5000



令和8年度 新規採択希望

県営土地改良事業計画概要書

県営中山間地域総合整備事業

美濃白川 地区

(暗渠排水)

第1章 目 的

本地区は東海地方の中心都市である名古屋市周辺域や可茂地域における中核都市である可児市、美濃加茂市といった都市近郊に位置していることから、都市住民が気軽に訪れることができ、白川町の豊かな自然を生かした発展が期待されている。現在、地区内では茶やトマトが主体として生産されている。

特に茶は美濃白川茶のブランド名のもと高い知名度を有しており、組織的な栽培、販売活動が行われている。これらの特産品生産は、高齢者中心で零細的という状況下で行われている営農形態の改善を目指し、農業委員会やJA等の関係機関と一体となり農地中間管理事業等を進め、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在

岐阜県 加茂郡 白川町 黒川、三川

2. 土質及び土壌

地質：地質は、基盤が濃飛流紋岩からなる。

土壌：土壌は、褐色森林土壌が占め、表土は砂質土壌である。

3. 気 象

気候は、表日本内陸型の気象で、5月～8月の気温は20℃前後、9月～4月の気温は7℃前後であり、年平均気温は14.1℃である。年間を通しての降水量は平均1,028mmとなっている。

4. 水利状況

本地区の用水は白川、柿反川より取水しており、白川、柿反川、黒川に排水している。

5. 営農状況

販売農家の経営耕地面積は小さく、水稻を主体とした小規模農家の数が非常に多い。それ以外では、白川茶、夏秋トマト、夏秋なすの生産が多い。

6. 地域環境の概況

本地域は、飛騨川にそそぐ白川、黒川やその支流などの水環境は、農業を営むための水源だけでなく、水系および周辺に生息する動植物の移動・生息の場を提供し、地域が一体となったネットワークを形成しており、これらの水環境と農地が自然と共生する美しい農村風景を創出し、様々な種類の動植物が多く確認される。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用 途	現 況 (ha)	計 画 (ha)
田	4.6	4.6
畑	-	-
道水路・その他	-	-
計	4.6	4.6

(面積根拠 計画平面図からの図上計測を主とする)

2. 土地利用計画

本地区は、水稻地帯で水稻・大豆・トマト・なすを主体に作付けする計画であり、本事業により農作物生産に要する各種農業用施設の改修を行う計画である。

3. 主要工事計画

区 分	数 量	単 位	備 考
暗渠排水			
上田暗渠排水	328	m	
奥中新田暗渠排水	1,730	m	

4. 工期

令和 8年度～令和 12年度

5. 環境配慮等

必要に応じて、現地調査を行い、用排水路の破損している箇所を補修、更新整備を行うことで、生物の生息域へのストレスを最小限に抑制する。工事期間中に絶滅種が確認された場合には、移植などの対策を講じる。また、施工に際しては、自然工法管理士の指導のもと、低騒音・低振動の作業機械を使用し環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

暗渠排水 L=2,058m

本工事は、県営事業として一般競争入札等により請負施工する。

事業実施後の施設管理方法

岐阜県は、県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区の施設を白川町に譲与し、白川町は、適切に当該施設の維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

単位：千円

区 分	数 量	工事費
暗渠排水工	L=2,058m	84,900
測量試験費		14,500
用地補償		-
事業費		99,400
工事雑費		4,600
小計		104,000
事務費		5,200
総事業費		109,200

第7章 効 用

区 分	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料安定供給の確保に関する効果	2,851	3,433
農業の持続的発展に関する効果	10,017	10,017
農村の振興に関する効果	-	-
多面的機能の発揮に関する効果	19	-
その他効果	172	-
計	13,059	13,450

項目	値
総費用(千円)	156,325
総便益額(千円)	269,842
総費用総便益比	1.72
総所得償還率(%)	0.55
増加所得償還率(%)	0.001

第8章 換地区の設定
設定なし

第9章 他の事業との関係
該当なし

第10章 計画概要図
別 添

県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区における 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

	事業費（千円）	事務費（千円） （工事雑費含む）	計（千円）
国庫負担	55%	0%	
	54,670		54,670
県費負担	30%	100%	
	29,820	9,800	39,620
市町村負担	10%	0%	
	9,940		9,940
地元負担	5%	0%	
	4,970		4,970
計			
	99,400	9,800	10,9200

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の白川町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 土地改良法第91条第2項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の白川町は、法第91条第2項の規定により、岐阜県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市町村にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

4 地元負担の予定基準

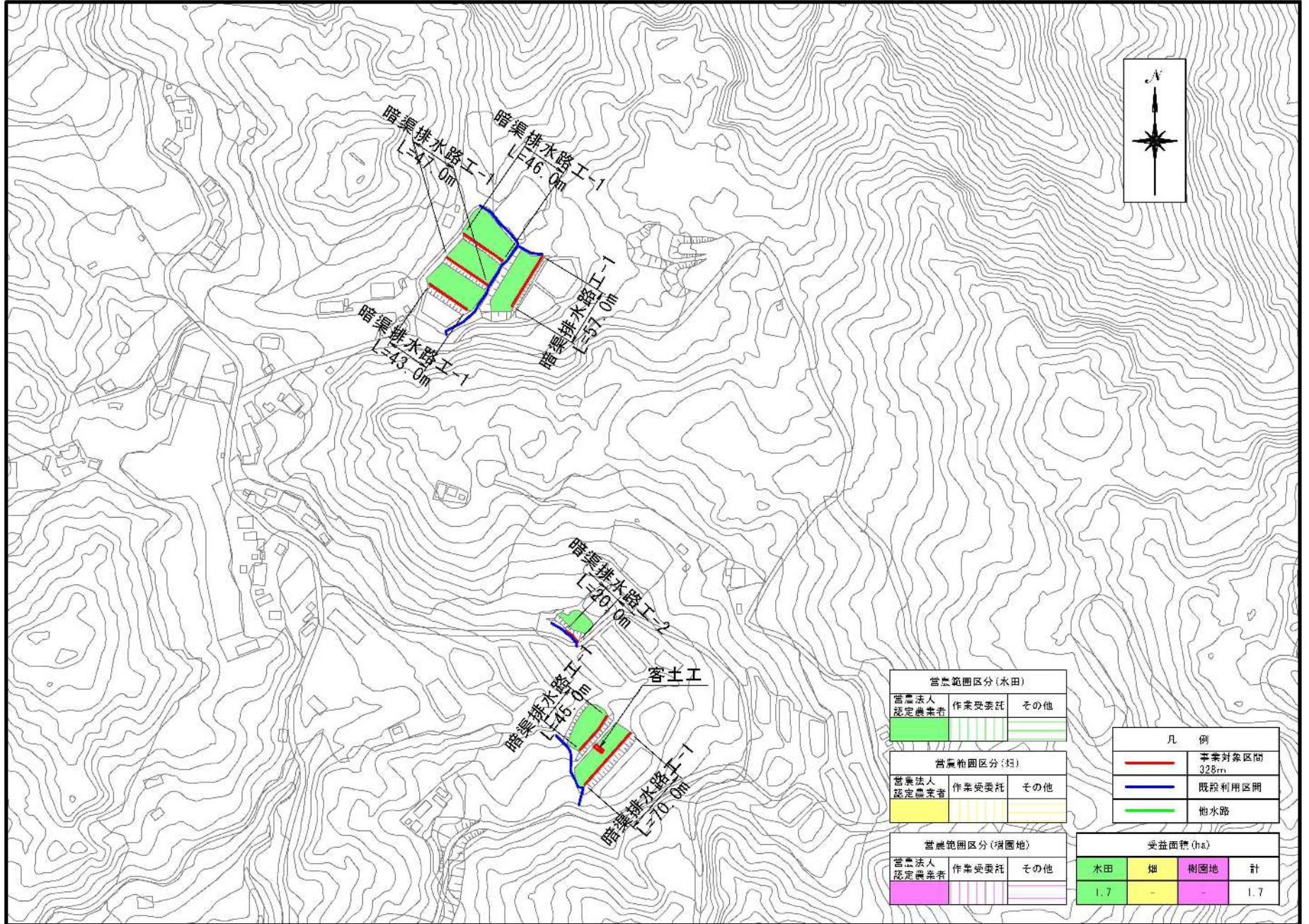
白川町は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第91条第3項の規定により、地元の分担金に相当する金額の分担金を白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例（昭和54年3月20日条例第3号）に基づき徴収する。

5 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第113条の3第3項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第91条の2の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第3条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。

中山間美濃白川地区 上田暗渠排水 計画平面図

S=1:5000



管理範囲区分(水田)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

管理範囲区分(畑)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

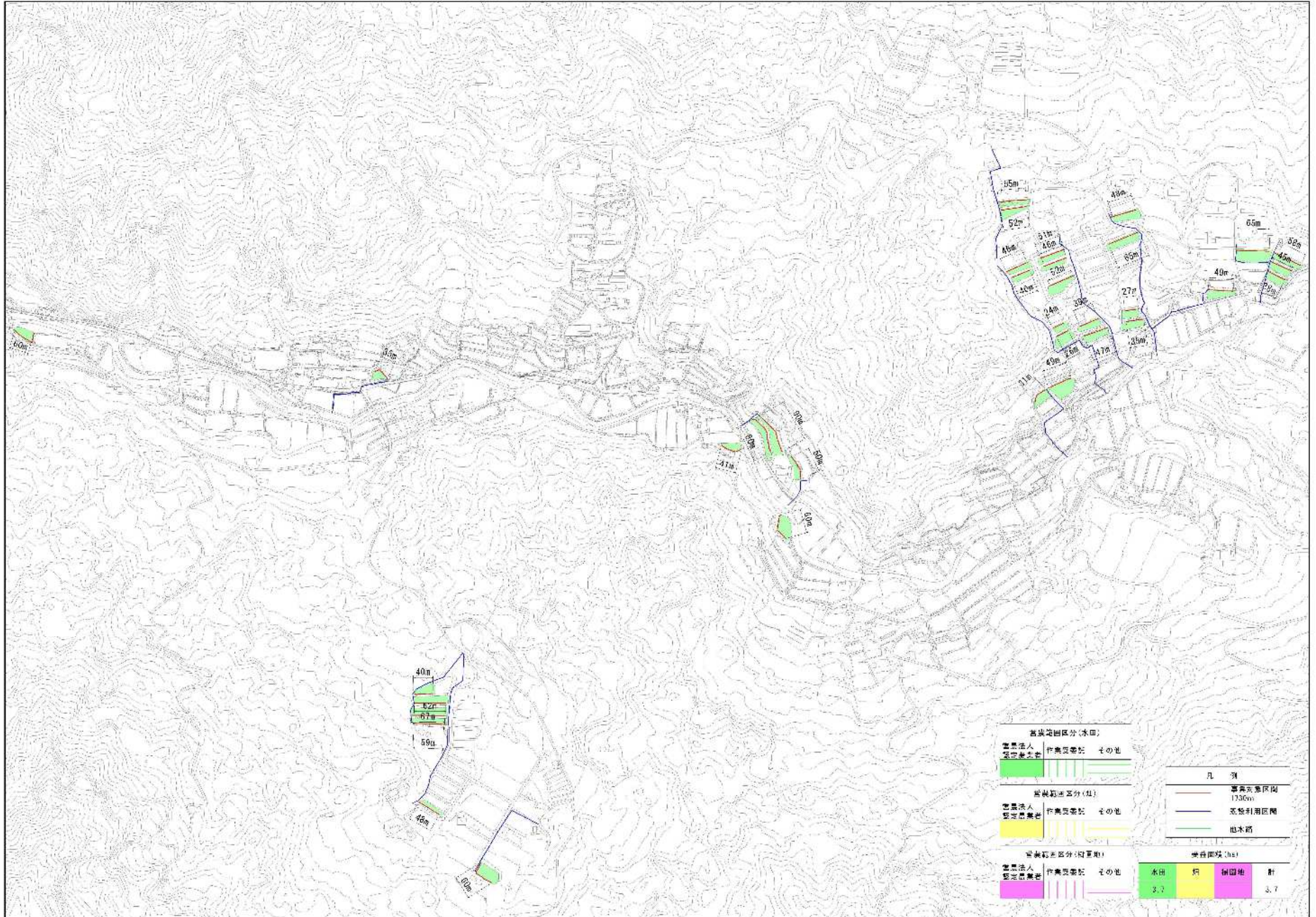
管理範囲区分(樹園地)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

凡 例	
	事業対象区間 328m
	既設利用区間
	他水路

受益面積 (ha)			
水田	畑	樹園地	計
1.7	-	-	1.7

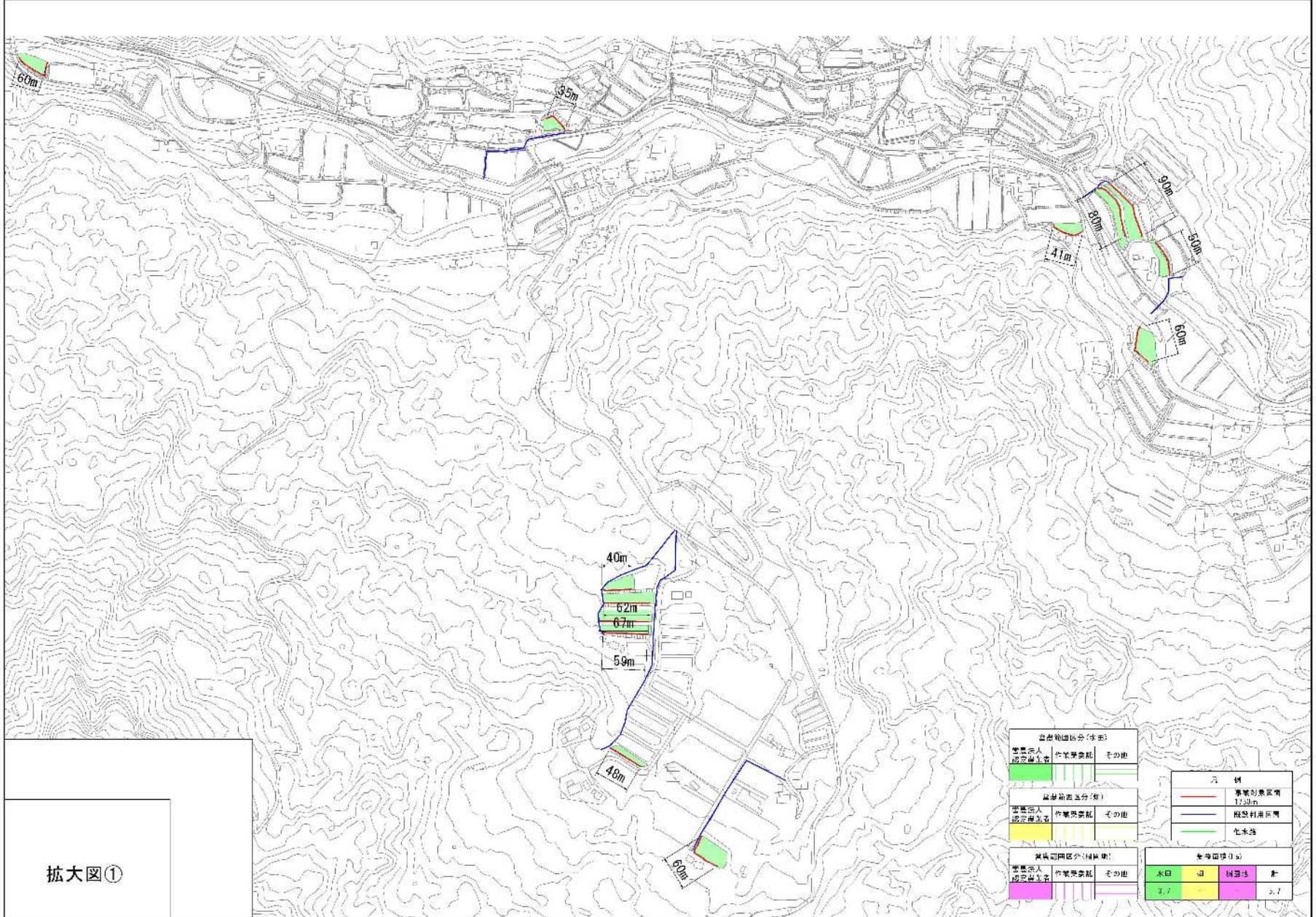
中山間美濃白川地区 奥中新田暗渠排水 全体平面図

S:1:10000



中山間美濃白川地区 奥中新田暗渠排水 拡大平面図①

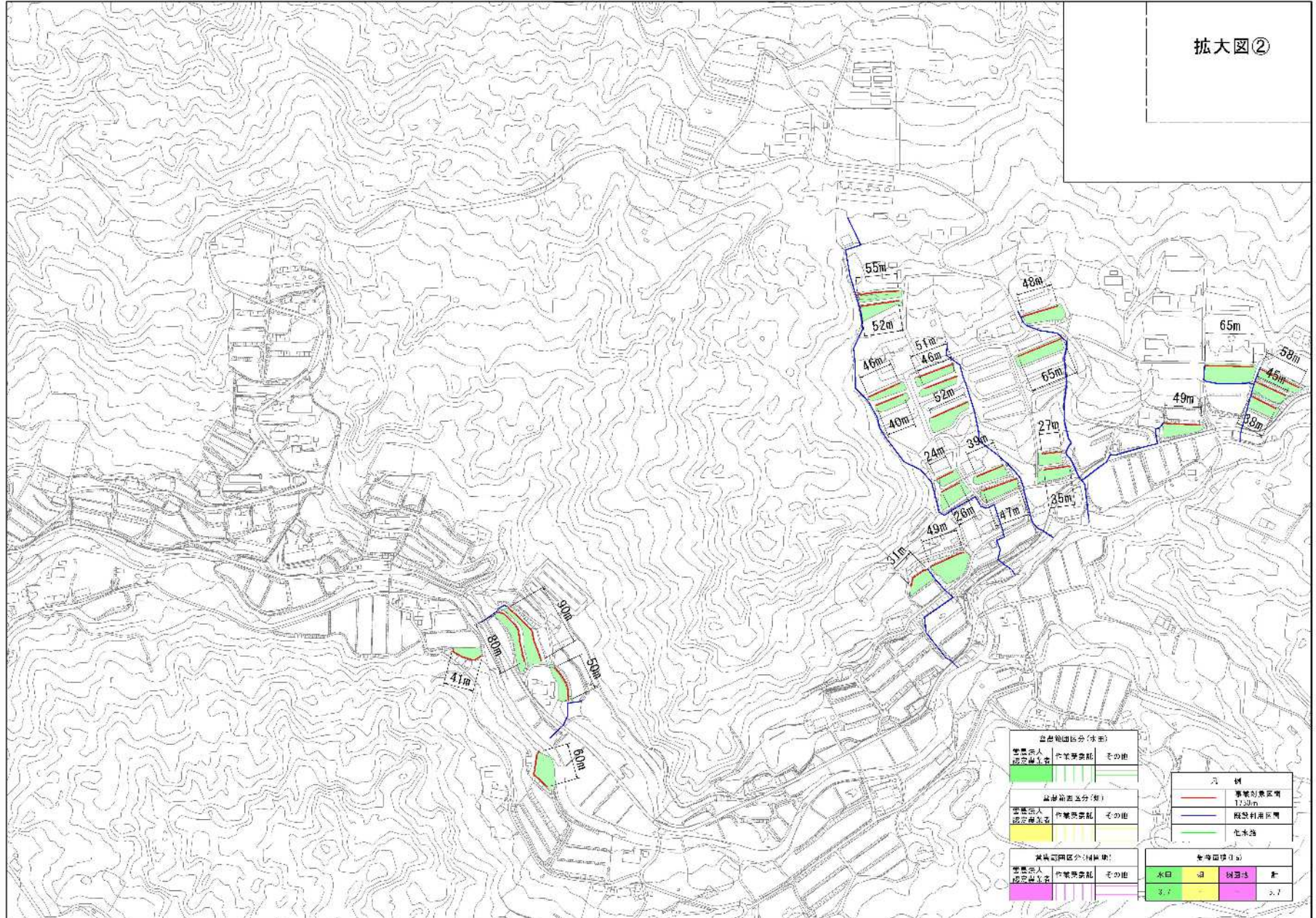
S=1:7500



中山間美濃白川地区 奥中新田暗渠排水 拡大平面図②

S=1:7500

拡大図②



令和8年度 新規採択希望

県営土地改良事業計画概要書

県営中山間地域総合整備事業

美濃白川 地区

(農地防災)

第1章 目 的

本地区は東海地方の中心都市である名古屋市周辺域や可茂地域における中核都市である可児市、美濃加茂市といった都市近郊に位置していることから、都市住民が気軽に訪れることができ、白川町の豊かな自然を生かした発展が期待されている。現在、地区内では茶やトマトが主体として生産されている。

特に茶は美濃白川茶のブランド名のもと高い知名度を有しており、組織的な栽培、販売活動が行われている。これらの特産品生産は、高齢者中心で零細的という状況下で行われている営農形態の改善を目指し、農業委員会やJA等の関係機関と一体となり農地中間管理事業等を進め、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在

岐阜県 加茂郡 白川町 黒川

2. 土質及び土壌

地質：地質は、基盤が濃飛流紋岩からなる。

土壌：土壌は、褐色森林土壌が占め、表土は砂質土壌である。

3. 気 象

気候は、表日本内陸型の気象で、5月～8月の気温は20℃前後、9月～4月の気温は7℃前後であり、年平均気温は14.1℃である。年間を通しての降水量は平均1,028mmとなっている。

4. 水利状況

本地区の用水は、柿反川より取水しており、白川、柿反川、黒川に排水している。

5. 営農状況

販売農家の経営耕地面積は小さく、水稻を主体とした小規模農家の数が非常に多い。それ以外では、白川茶、夏秋トマト、夏秋なすの生産が多い。

6. 地域環境の概況

本地域は、飛騨川にそそぐ白川、黒川やその支流などの水環境は、農業を営むための水源だけでなく、水系および周辺に生息する動植物の移動・生息の場を提供し、地域が一体となったネットワークを形成しており、これらの水環境と農地が自然と共生する美しい農村風景を創出し、様々な種類の動植物が多く確認される。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用 途	現 況 (ha)	計 画 (ha)
田	1.8	1.8
畑	0.3	0.3
道水路・その他	-	-
計	2.1	2.1

(面積根拠 計画平面図からの図上計測を主とする)

2. 土地利用計画

本地区は、水稻地帯で水稻・大豆・トマト・なすを主体に作付けする計画であり、本事業により農作物生産に要する各種農業用施設の改修を行う計画である。

3. 主要工事計画

区 分	数 量	単 位	備 考
農地防災			
遠見場防災	136	m	
鱒渕防災	179	m	

4. 工期

令和 8年度～令和 12年度

5. 環境配慮等

必要に応じて、現地調査を行い、用排水路の破損している箇所を補修、更新整備を行うことで、生物の生息域へのストレスを最小限に抑制する。工事期間中に絶滅種が確認された場合には、移植などの対策を講じる。また、施工に際しては、自然工法管理士の指導のもと、低騒音・低振動の作業機械を使用し環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

農地防災 L=315m

本工事は、県営事業として一般競争入札等により請負施工する。

事業実施後の施設管理方法

岐阜県は、県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区の施設を白川町に譲与し、白川町は、適切に当該施設の維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

単位：千円

区 分	数 量	工事費
排水路工	L=315m	25,300
測量試験費		11,000
用地補償		800
事業費		37,100
工事雑費		1,900
小計		39,000
事務費		1,950
総事業費		40,950

第7章 効 用

区 分	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料安定供給の確保に関する効果	631	1,969
農業の持続的発展に関する効果	2,354	2,354
農村の振興に関する効果	952	-
多面的機能の発揮に関する効果	-	-
その他効果	85	-
計	4,022	4,323

項目	値
総費用(千円)	49,900
総便益額(千円)	82,315
総費用総便益比	1.64
総所得償還率(%)	0.43
増加所得償還率(%)	0.01

第8章 換地区の設定
設定なし

第9章 他の事業との関係
該当なし

第10章 計画概要図
別 添

県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区における 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

	事業費（千円）	事務費（千円） （工事雑費含む）	計（千円）
国庫負担	55%	0%	
	20,405		20,405
県費負担	30%	100%	
	11,130	3,850	14,980
市町村負担	10%	0%	
	3,710		3,710
地元負担	5%	0%	
	1,855		1,855
計			
	37,100	3,850	40,950

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の白川町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市町村が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 土地改良法第91条第2項の規定による地元分担金の納入方法

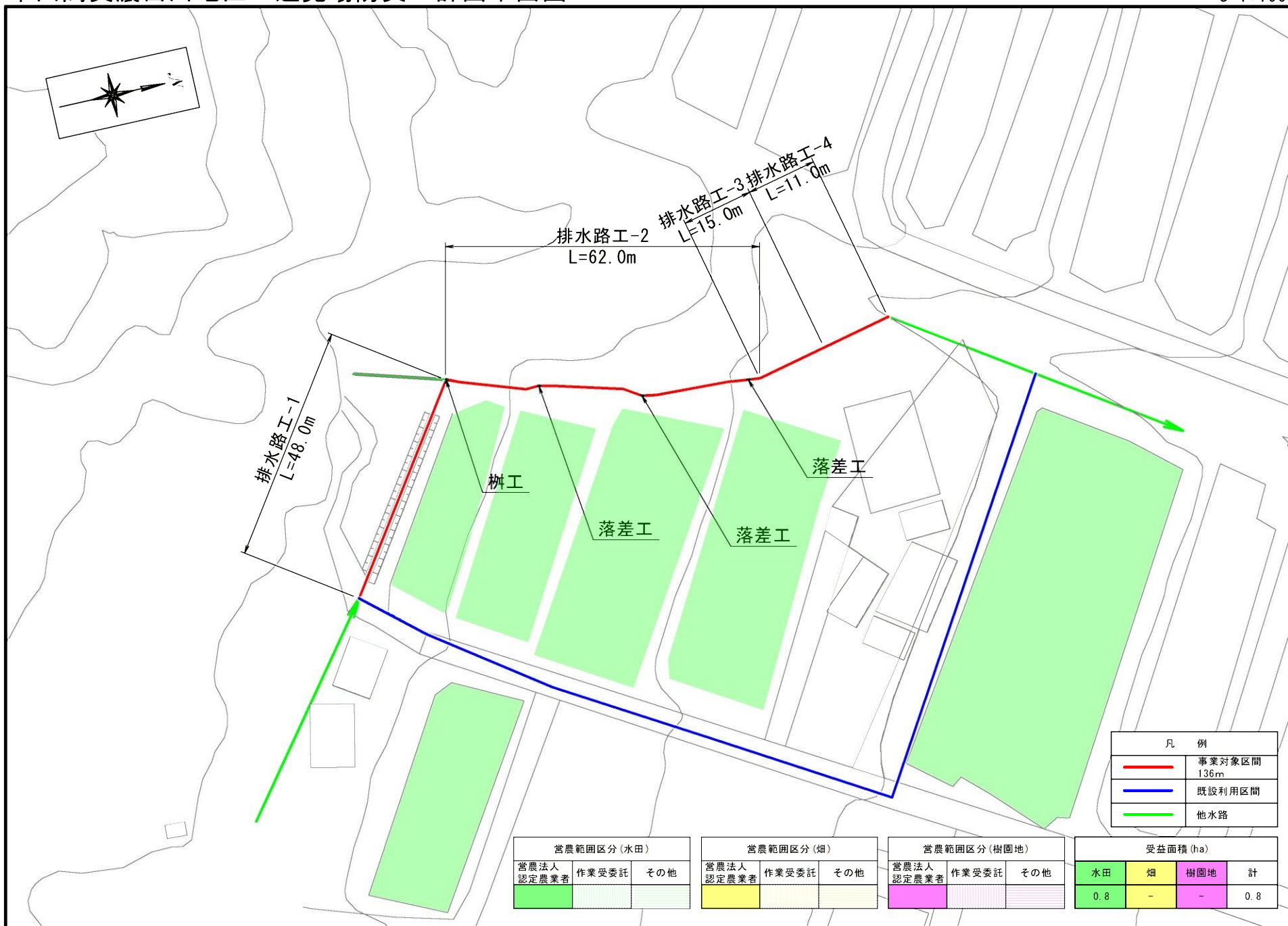
本事業の施行に係る地域の白川町は、法第91条第2項の規定により、岐阜県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市町村にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

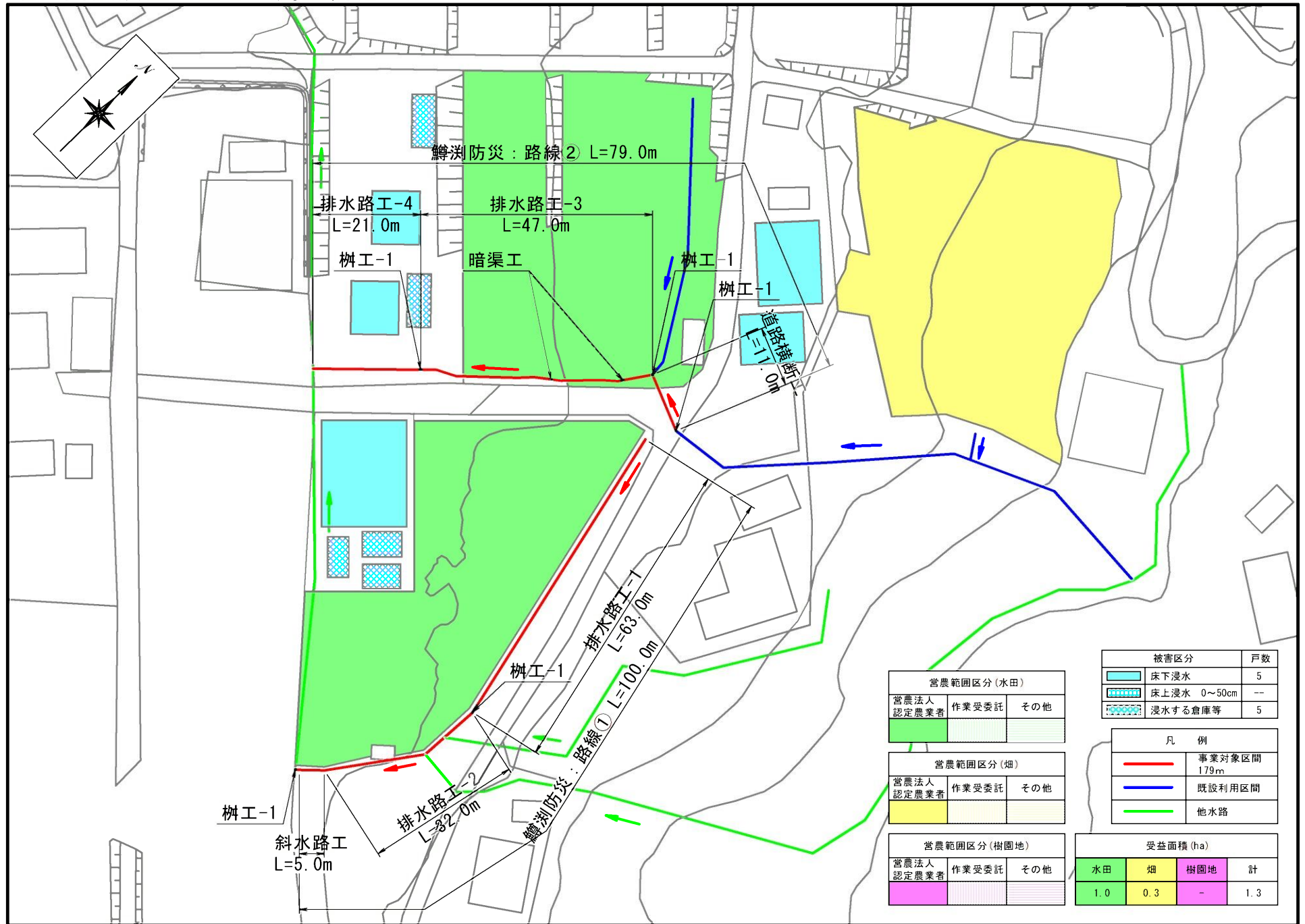
4 地元負担の予定基準

白川町は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第91条第3項の規定により、地元の分担金に相当する金額の分担金を白川町農業基盤整備事業分担金徴収条例（昭和54年3月20日条例第3号）に基づき徴収する。

5 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第113条の3第3項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第91条の2の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第3条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。





営農範囲区分(水田)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

営農範囲区分(畑)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

営農範囲区分(樹園地)		
営農法人 認定農業者	作業受委託	その他

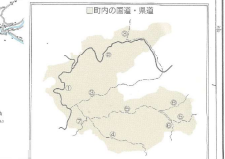
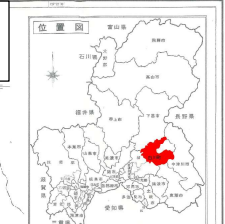
被害区分	戸数
	5
	--
	5

凡 例	
	事業対象区間 179m
	既設利用区間
	他水路

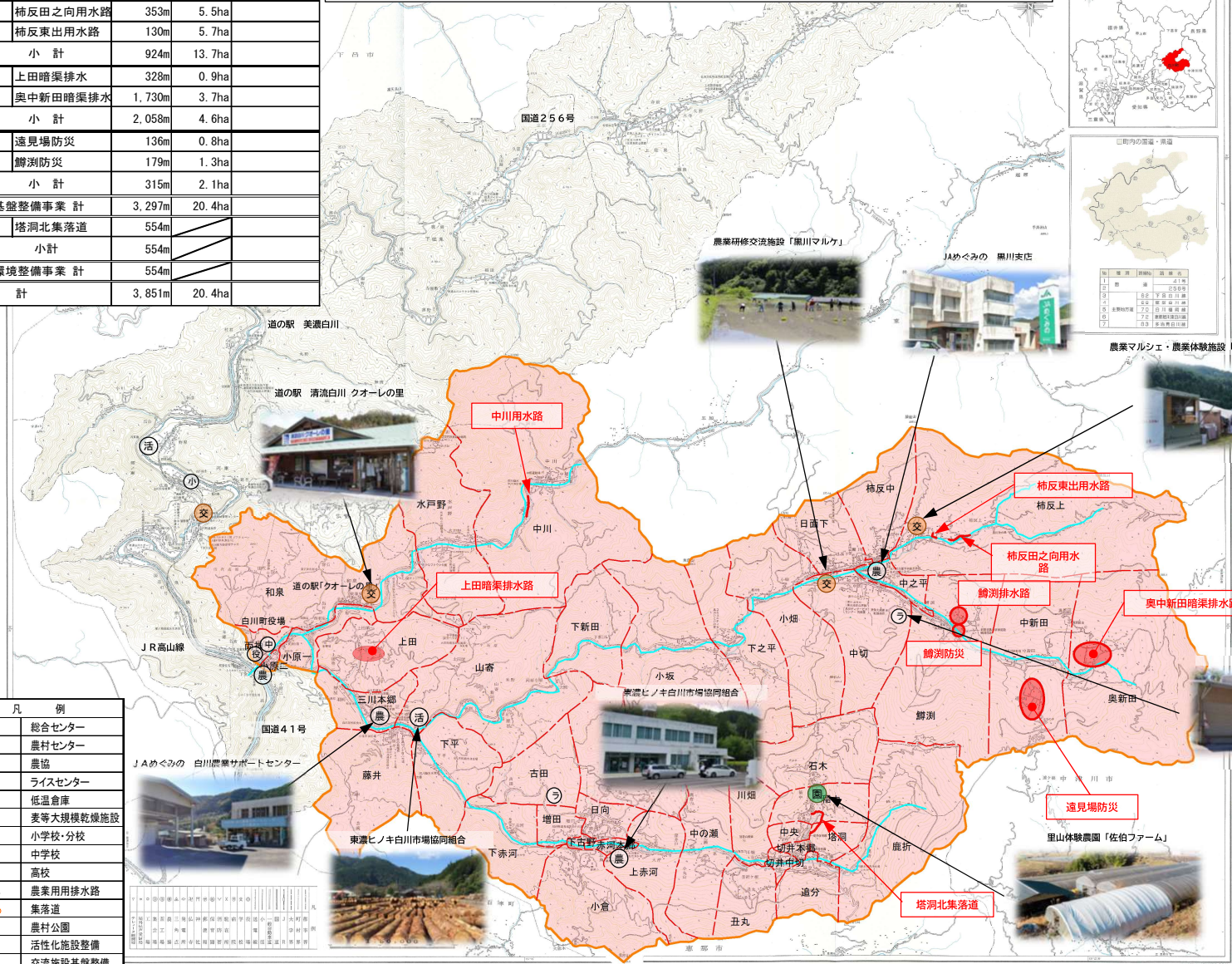
受益面積 (ha)			
水田	畑	樹園地	計
1.0	0.3	-	1.3

県営中山間地域総合整備事業 美濃白川地区 全体計画図

事業名	番号	路線名	事業量	受益面積	備考
農業用排水施設整備事業	1	中川用水路	355m	1.7ha	
	2	罫測排水路	86m	0.8ha	
	3	柿反田之向用水路	353m	5.5ha	
	4	柿反東出用水路	130m	5.7ha	
		小計	924m	13.7ha	
暗渠排水事業	5	上田暗渠排水	328m	0.9ha	
	6	奥中新田暗渠排水	1,730m	3.7ha	
		小計	2,058m	4.6ha	
農地防災事業	7	遠見場防災	136m	0.8ha	
	8	罫測防災	179m	1.3ha	
		小計	315m	2.1ha	
農業生産基盤整備事業計			3,297m	20.4ha	
農村生活環境整備事業	9	塔洞北集落道	554m		
		小計	554m		
農村生活環境整備事業計			554m		
総計			3,851m	20.4ha	



No.	種別	名称	所在地
1	道	国道41号	白川町
2	道	国道256号	白川町
3	道	下赤河	白川町
4	道	上赤河	白川町
5	道	下赤河	白川町
6	道	上赤河	白川町
7	道	下赤河	白川町



農業マルシェ・農業体験施設「暮らしファームsunpo」



黒川ライスセンター



里山体験農園「佐伯ファーム」

凡例	
(総)	総合センター
(村)	農村センター
(農)	農協
(ラ)	ライスセンター
(庫)	低温倉庫
(麦)	麦等大規模乾燥施設
(小)	小学校・分校
(中)	中学校
(高)	高校
(水)	農業用排水路
(道)	集落道
(園)	農村公園
(活)	活性化施設整備
(交)	交流施設基盤整備

路線名	事業量	受益面積
中川用水路	355m	1.7ha
罫測排水路	86m	0.8ha
柿反田之向用水路	353m	5.5ha
柿反東出用水路	130m	5.7ha
上田暗渠排水	328m	0.9ha
奥中新田暗渠排水	1,730m	3.7ha
遠見場防災	136m	0.8ha
罫測防災	179m	1.3ha
塔洞北集落道	554m	
小計	3,851m	20.4ha

白川町役場